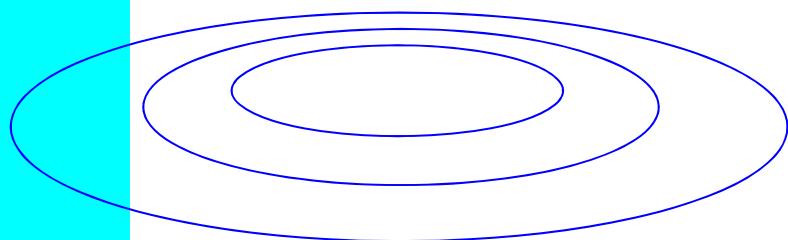
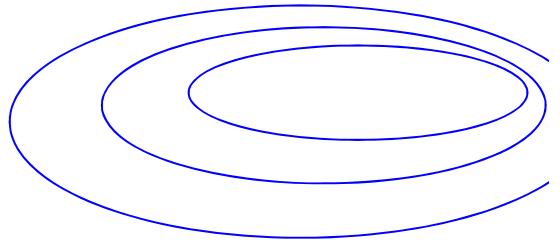


秋田工業用水道 受水の手引き

平成28年4月



秋田県産業労働部
公営企業課

事業の概要

秋田工業用水道は、昭和40年11月1日、国の指定を受けた「秋田港湾地区新産業都市建設計画」の一環として、秋田臨海工業地帯の新規立地企業に工業用水を供給する目的で昭和43年4月1日建設工事に着手しました。

昭和46年に一部施設が完成し、同年7月1日から給水を開始しました。引き続き増設工事を行い、昭和49年3月の工事完成により、給水量20万m³の施設となりました。

その後、昭和59年5月21日に新産業開発計画に基づくテクノポリスの指定を受けた秋田市御所野地区の秋田新都市へも供給することとなり、平成元年、既存の供給地区を拡張するため事前調査設計に着手し、平成3年9月末に完成しました。

現在、工業用水は、様々な業種で、多用な用途に使われています。

工業用水道から受水を希望される方へ

県営工業用水道事業では、給水区域として向浜地区・飯島地区・御所野地区としており、この区域に立地されてる企業の皆様方に工業用水を安定的に受水していただけるよう努めております。

工業用水道からの受水を希望される方は、お気軽にご相談、お問い合わせください。

1

給水のあらまし

事業の運営を適正かつ合理的に行い、良質で安価な工業用水道を供給するため、次のような条件によりご利用頂いております。

供 給 対 象

供給を受けるには、製造業（物品の加工修理業を含む。）、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業を営み、**1日当たり300立方メートル以上受水することが必要です。**

供給の申し込み

受水者は、工業用水の1日当たりの使用水量の予定を定め、所定の申請書により県へ申し込みをし、供給の承認を受け受水することとなります。

供 給 水 質

次の基準に従い工業用水を供給いたします。

項 目	基 準
濁 度	10度以下
水素イオン濃度	pH値5.5以上8.0以下
水 温	30度以下

※ 目標濁度 … 5度以下

給 水 施 設

受水者においては、24時間均等に受水するための自由水面を有する受水槽を設置することが必要です。この容量は、基本水量の**2時間以上**としています。

また、給水量を測定する計量器については、受水者の敷地内に受水者の負担により設置が必要です。

施設の詳細については、別紙「給水施設及び計量器の構造等の基準」を参照してください。

料 金 制 度

料金は、1立方メートル当たり基本料金をもとに、使用水量に関係なく基本使用水量に応じて料金を支払って頂く「責任水量制」を採用しております。

従いまして、受水者は、基本水量を受水者の事情において変更することなく給水可能日より全量責任を持って引き受けます。

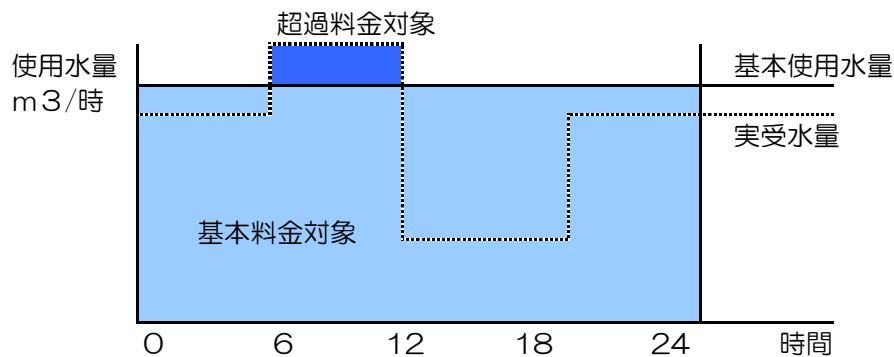
料金のしくみ

料金は、基本料金、超過料金及び消費税・地方消費税分加算料金からなり、月別に次に定めるところにより計算した額の合計額を翌月の末日までに納付して頂きます。

料金体系

$$\text{料金} = \text{基本料金} + \text{超過料金} + \text{消費税相当額}$$

- ① … 基本使用水量 ($\text{m}^3/\text{日}$) × その月の日数 (日) × 基本料金 (円/ m^3)
- ② … その月の超過水量 ($\text{m}^3/\text{月}$) × 超過料金 (円/ m^3)
- ③ … (基本料金 + 超過料金) × 0.08



▼1立方メートル当たり料金表

工業用水道の区分	基本料金(円)	超過料金(円)
秋田工業用水道	14.73	29.46

▼超過使用水量の算定

○記録用紙を使用する計量器を用いる場合 (※)

当該月における各1日の超過使用水量（1時間における使用水量から基本使用水量の24分の1を減じて得た水量の合計）の合計水量

○記録用紙を使用しない計量器を用いる場合

当該月における使用水量から、基本使用水量に当該月の日数を乗じて得た水量を減じて得た水量

(※) 計量器の記録方式にかかわらず、1時間単位の使用水量を記録できる計量器を用いる場合を含みます。

▼料金計算例（1ヶ月）

基本使用水量1日300m³、月超過水量50m³で受水した場合

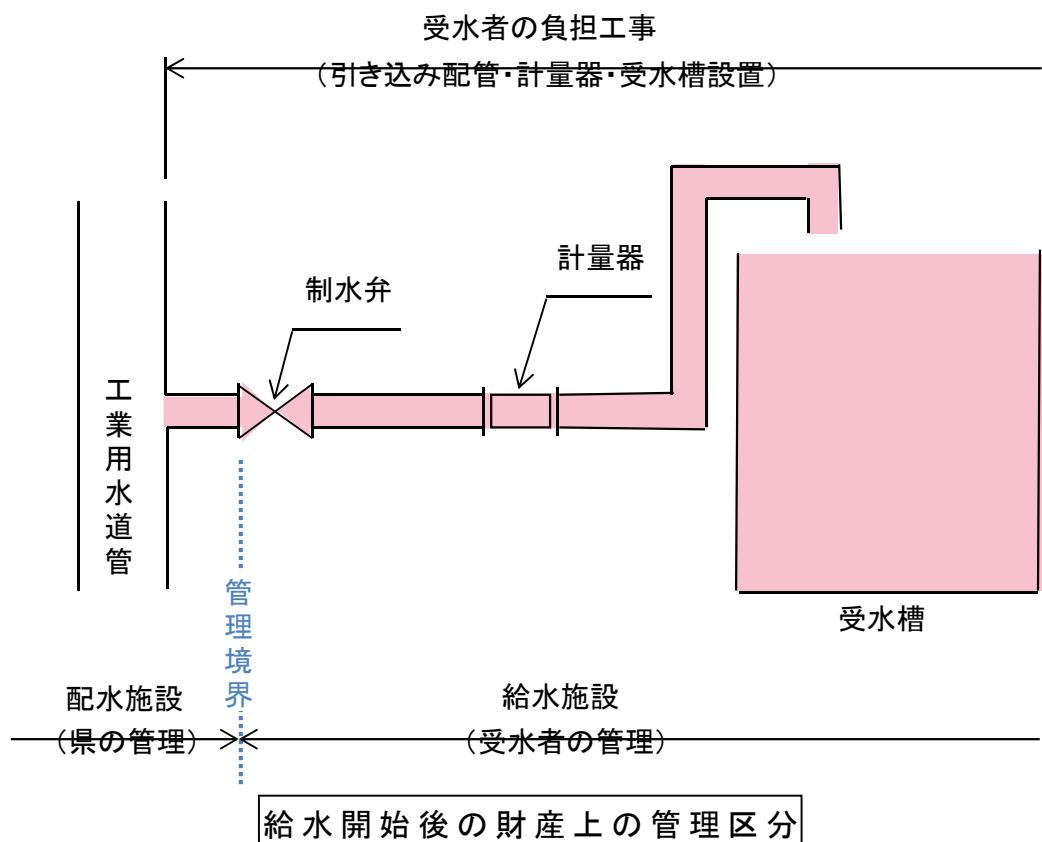
①基本料金	300 (m ³) ×31 (日) ×14.73 (円/m ³)	= 136,989円
②超過料金	50 (m ³) ×29.46 (円/m ³)	= 1,473円
③消費税相当額	(① + ②) × 0.08	= 11,076円
④合計	① + ② + ③	= 149,538円

「責任水量制」を採用している本県工業用水道事業では、契約後における減量もしくは廃止は過大な施設規模の経営を余儀なくされ、料金を低水準に維持することが困難となり、他の受水者に迷惑をかけることとなるため、契約後における基本水量の減量、廃止は原則認めておりません。

3 受水にかかる費用

受水にあたっては、次のような費用の負担が必要となります。

工業用水の引き込みについては、その引き込み配管工事と受水槽設置工事は受水者の負担です。

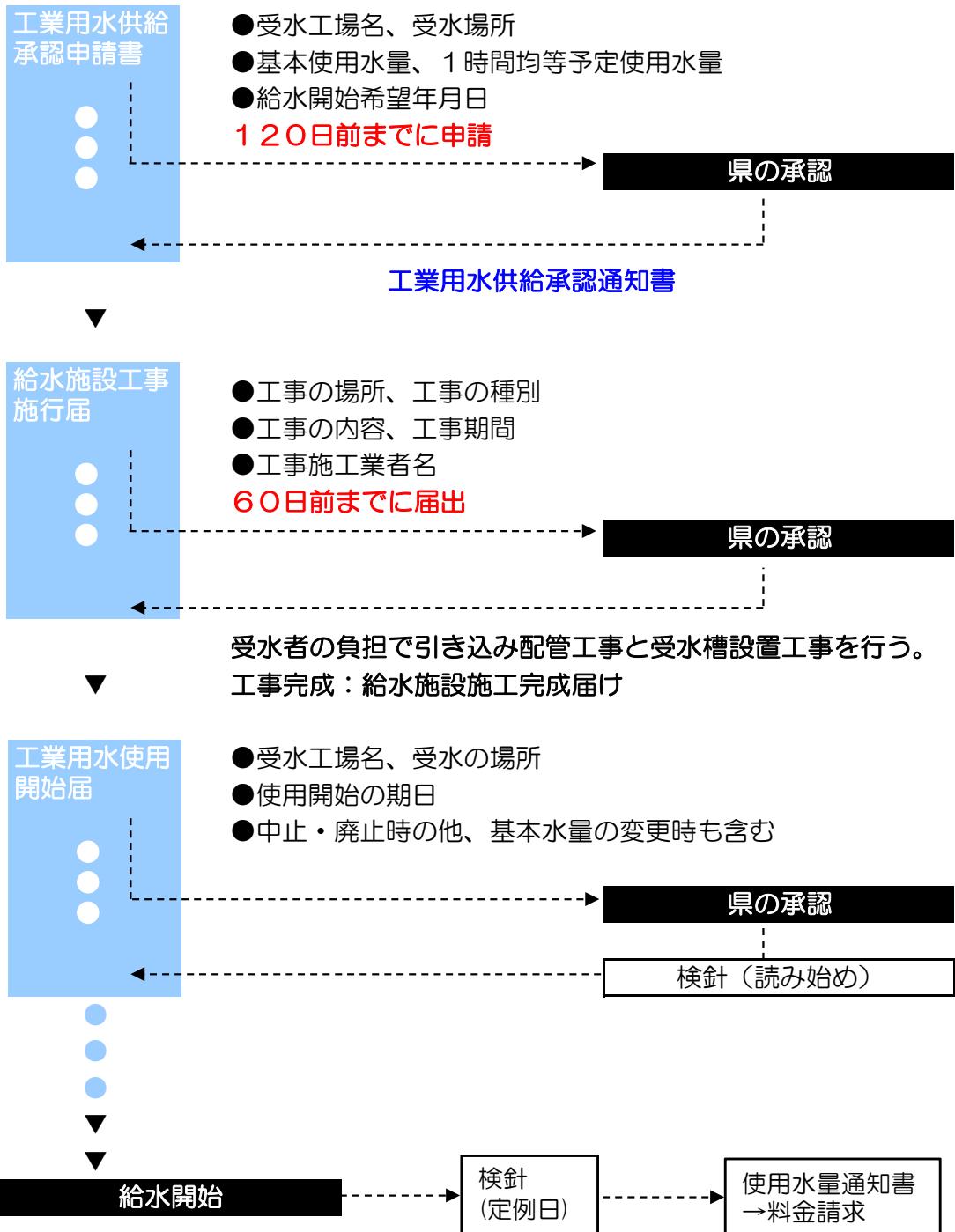


4

受水開始にいたるまで

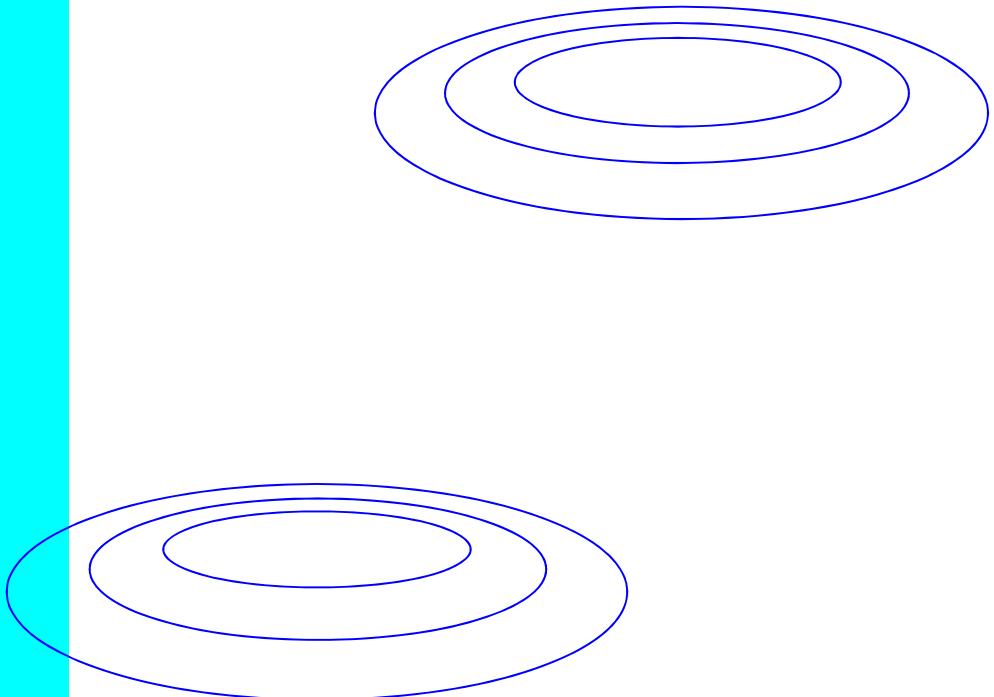
受水するにあたっては、次のような書類手続きが必要となります。

給水開始までには、受水事業所の所在地及び給水量により2~3年間を要する場合もあります。また、供給承認及び基本使用水量変更承認の申請にあたっては、事前に給水条件等についての協議を行い、それに基づき、承認申請をしていただくことになりますので、お早めにご相談下さい。



提出書類等の取り扱いは、美の国秋田HP掲載の提出書類参照してください。

ご不明な点がございましたら公営企業課工業用水道班までお問い合わせください。



— 工業用水の受水に関するお問い合わせ先 —

秋田県産業労働部
公営企業課 工業用水道班

〒010-8572
秋田市山王3丁目1-1
TEL 018-860-5035
FAX 018-860-5824